

令和8年度静岡県男女共同参画女性のための相談業務委託 公募型企画提案募集要項

1 実施目的

配偶者等からの暴力をはじめとする男女の固定的な性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩み・問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していくことができるよう、男女共同参画の視点によるカウンセリング技法を備えた相談員が電話による相談を通じて支援し、女性の自立や社会参画を促すことを目的とする。

2 業務概要等

(1) 業務名

令和8年度静岡県男女共同参画女性のための相談業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

(4) 契約限度額

7,184千円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約限度額は、令和8年2月県議会における令和8年度当初予算の成立を前提としたもの。

3 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 提案しようとする業務に関し、業務実績があること。
- (2) 提案しようとする業務を適切に実施する相談員等を十分に確保していること。
- (3) 提案しようとする業務を適切に実施するための組織体制が整っていること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (8) 国や地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

（1）応募書類の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）まで ※土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで
交付場所	下記6
交付方法	下記6及び静岡県ホームページからダウンロード https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukurashi/index.html

（2）企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限	令和8年3月3日（火）午後5時必着 ※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
提出方法	郵送又は持参とする。
提出先	下記6
提出書類	<ul style="list-style-type: none">ア 企画提案参加申込書（様式第1号）イ 企画提案書（様式第2号） 企画提案内容について、次の項目を必ず記載すること。<ul style="list-style-type: none">(ア)県の相談業務に対する考え方、重視している点(イ)仕様書に示す委託事業の内容に関し下記の点について具体的に記載<ul style="list-style-type: none">・電話相談の業務体制等（常時対応する人数等を記載）・相談員の資質維持・向上のための取組について (実施回数を含め具体的に記載)・相談業務に関して仕様書に示す以外に独自に工夫して実施すること。(ウ)団体の強み又は業務の提供に際しての長所やセールスポイントウ 経費積算書（様式第3号）

	<p>エ 団体に関する調書（様式第4号）</p> <p>オ 団体目的等についての確認書（様式第5号の1）及び暴力団排除に関する誓約書（様式第5号の2）</p> <p>カ 相談業務に係る実績調書（様式第6号） 提案しようとする業務に関するこれまでの実績を記載すること。</p> <p>キ 相談員配置計画（様式第7号） (ア)相談員として従事する者を記載すること。 (イ)別紙「相談員調書」により、相談員・カウンセラーの略歴、実績等を記載すること。</p> <p>ク その他関係書類 (ア)定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 (イ)財務諸表（貸借対照表、損益計算書）など団体の財務状況が分かる資料（直近のもの） (ウ)必要に応じて企画提案内容及び団体概要の補足資料</p> <p>注1) 大きさは日本産業規格A4とする。日本産業規格A3を用いる場合には、A4に折りたたむこと。</p> <p>注2) 宛名は静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の押印があるもの</p>
提出部数	6部（正本1部、副本5部）
提案件数	企画提案は、1団体につき1件とする。

（3）質問

質問は下記6において、E-mailで受け付ける。（様式任意）

ア 受付期間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）午後5時まで

イ 回答方法 静岡県男女共同参画課のホームページに随時掲載する。

※質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 選定

（1）選定方法

提出された企画提案書については、「静岡県男女共同参画女性のための相談業務委託選定委員会」にて書面審査を行う。

（2）選定にあたっての審査基準

以下により総合的に評価する。

項 目		選定にあたっての審査基準
1	団体に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・団体において相談業務の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。 ・相談業務（電話相談等）の経験がある相談員が確保されているか。
2	業務内容に関すること	・県の相談業務に対する考え方、重視している点は適切か。

		<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談の業務体制等が適切に遂行される体制となっているか。 ・相談員の資質維持・向上のための取組は効果的なものとなっているか。 ・相談業務に関して仕様書に示す以外の独自の工夫が効果的なものとなっているか。
3	意欲や熱意に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務の実施に対する意欲や熱意が認められるか。
4	収支計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。

(3) 選定結果の伝達方法

最優秀の評価を得た提案者と契約を行う。選定結果は令和8年3月17日(火)までにE-mailにより通知する。

(4) 留意事項

- ア 企画提案に要した費用は、提案者が負担すること。
- イ 複数の企画提案は認めない。
- ウ 選定結果に関する疑義は受け付けない。
- エ 提出された書類等は返却しない。
- オ 適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- カ 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- キ 契約にあたっては、契約金額の範囲内において、提案内容について静岡県と最終仕様を調整後、所定の手続きを経て締結する。

6 問合せ・提出先

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課（担当：前田）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

電話 054-221-2824

E-mail danjyo@pref.shizuoka.lg.jp